

国家資格のある予備自衛官等、災害派遣での活躍の場拡大

災害派遣において予備自衛官等の能力を十分に発揮させるため、平成30年10月24日に陸上自衛隊の規則を改正し、『災害等招集中の予備自衛官及び即応予備自衛官は、施設器材操作に必要な国家資格を保有しており、所要の条件※を満たしている場合、陸上自衛隊内の特技（MOS）を保有していなくても、陸上自衛隊の施設器材が使用できる』ようになりました。一例として、油圧ショベルで作業を行う場合は、車両系建設機械運転者（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）の国家資格を保有していれば可能となります。また、作業内容によっては、必要な国家資格が追加で必要となる場合があります。（一例：油圧ショベル（車両系建設機械運転者）で揚重作業を行う場合は、移動式クレーン運転士の国家資格が追加で必要となります。）

※ ①施設機械操作に関連する業務に1年以上従事していること ②中隊長等が職務上必要であると認めること ③施設科部隊長等が、災害等招集における予備自衛官及び即応予備自衛官の施設機械の操作技能が十分であると認めること

【災害等招集中に使用可能な施設器材と国家資格の一例】

名 称	トラッククレーン	資材運搬車	グレーダ	バケットローダ
器 材				
必要資格	移動式クレーン運転士	不整地運搬車運転者	車両系建設機械運転者（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）	車両系建設機械運転者（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）
名 称	小型ショベルドーザ	中型ドーザ	油圧ショベル	【小型ショベルドーザを使用する即応予備自衛官】
器 材				
必要資格	車両系建設機械運転（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）	車両系建設機械運転（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）	車両系建設機械運転者（整地・運搬・積み込み用及び掘削用） （揚重作業を行う場合は移動式クレーン運転士の国家資格が必要）	今般の台風19号における災害等招集で、操作手として活躍して頂きました！！
共 通	公道を移動する場合は大型特殊免許等が必要			